

## 西尾市産廃処理施設建設計画影響調査研究会設置要綱

## (目的)

第1条 西尾市一色町生田竹生新田地内において計画されている新規産業廃棄物処理施設（以下「新規産廃施設」という。）に関して、当該建設計画地及び周辺区域において発生すると推測される各種の影響並びに建設計画地としての妥当性について調査、研究することを目的として、西尾市産廃処理施設建設計画影響調査研究会（以下「研究会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 研究会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 新規産廃施設が周辺の生活環境、自然環境、地場産業等に影響を及ぼすと推測される各種事項の抽出、調査、研究等に関する事。
- (2) 新規産廃施設建設計画地としての可否判断に関する事。
- (3) その他新規産廃施設に関する事。

## (組織)

第3条 研究会は、委員10名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

## (任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。

2 委員が欠けた場合においては、原則として新たな委員は補充しない。

## (会長及び副会長)

第5条 研究会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを決める。
- 3 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 研究会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 研究会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (会議の公開)

第7条 研究会は、原則として公開とする。ただし、会長が会議を公開しないことが適当であるとするときは、この限りでない。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 研究会に関する庶務は、環境部環境保全課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、研究会が定める。

附 則

この要綱は、平成29年8月1日から施行する。